

掛川市規則第14号

掛川市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市消防本部の組織に関する規則（平成17年掛川市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、室」を削り、同条の表を次のように改める。

課 名	係 名
消防総務課	総務係 警防係
予防課	予防係 危険物係

第3条第1項中「、室に室長を」を削り、同条第2項中「室及び」を削り、同条第5項中「及び室長」を削り、同条第6項中「、室長」を削る。

第4条第4項中「、室長」及び「室又は」を削る。

第6条第1項第1号中サをチとし、コの次に次のように加える。

- サ 職員の招集に関すること。
- シ 消防通信の統制に関すること。
- ス 消防通信の発受に関すること。
- セ 警報及び情報の連絡に関すること。
- ソ 気象観測に関すること。
- タ 消防用通信施設の運用及び保全に関すること。

第6条第2項を削り、同条第3項第2号コ中「届出の受理」の次に「並びに同法第82条第1項の規定による報告の徴収、同法第83条第1項の規定による立入検査及び同法第83条の2第1項の規定による命令」を加え、同号に次のように加える。

- サ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第46条第1項の規定による報告の徴収、同法第47条第1項の規定による立入検査及び同法第47条の2第1項の規定による命令に関すること。

第6条第3項を同条第2項とする。

別表中

「

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	1 第38条の3の規定による届出の受理
----------------------------------	---------------------

」

を

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	1 第38条の3の規定による届出の受理 2 第82条第1項の規定による報告の徴収 3 第83条第1項の規定による立入検査 4 第83条の2第1項の規定による命令
----------------------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。